

分担金・拠出金の名称		対人地雷禁止条約締約国会議等分担金	拠出金等の種別	平成29年度 予算額 (当初予算)	5,714千円	総合評価
拠出先の国際機関等の 名称		国際連合欧州本部	分担金			C
国際機関等の概要及び 成果目標		(1)設立目的・経緯 本分担金は、国際機関への拠出ではなく条約上の規定に基づく会議費の負担である。 対人地雷禁止条約は、対人地雷の使用、貯蔵、生産、移譲等を全面的に禁止した条約。各締約国に、貯蔵・敷設されている対人地雷の廃棄を義務づけている。1999年3月1日に発効。毎年締約国会議もしくは検討会議(5年に1度)が開催されており、会議では条約を効果的に運用することを目的とした議論や各締約国の義務履行の進捗状況の確認が行われ、締約国会議では最終報告書、検討会議では最終報告書に加え今後5年間行動指針となる行動計画等を採択している。本条約第14条には、会議の費用については、適切に調整された国際連合の分担率に従い、締約国及び会議に参加する締約国でない国が負担する、と規定されており、会議費の負担は条約上の義務である。国際連合欧州本部は、請求書、受領書の発行を含む締約国から拠出される分担金の管理を行っている。 (2)拠出にあたっての成果目標 対人地雷禁止条約に係る検討会議及び締約国会議の開催経費は、本条約締約国及び会議参加国により負担されることになっている。本拠出により対人地雷禁止条約関連会合の開催を確保し、我が国の重要外交課題である軍縮・不拡散のうち、対人地雷の廃絶を含む軍縮問題に積極的に取り組むことを目標とする。				
分類	評価基準	実績・成果等				
I 当該 機関 等の 活動 ・ 組織 につ いて	1 当該機関等の 専門分野におけ る活動の成果・影 響力	・対人地雷禁止条約(オタワ条約)は、紛争終結後も一般市民に対し無差別に被害を与え、復興開発の障害となるといった非人道的な結果をもたらす対人地雷の使用、貯蔵、移譲等を包括的に禁止する国際的な法的枠組み。オタワ条約は条文中、5年に1度の検討会議及びそれ以外の年に締約国会議を開催すること、またそれにかかる費用は締約国が負担することを規定している。締約国の負担により、条約の運用や締結状況及びその他の諸問題を検討する場が確保されている。検討会議では、今後5年間の行動指針となる行動計画等の文書が作成・採択され、締約国会議では前年の会議から行動計画の進捗状況が議長、条約の委員国、各締約国から報告され、会議最終日に採択される最終文書に記載される。これらの会議を開催することは、条約の実現及びそのための効率的な運用方針を決定するためには不可欠な役割を果たしている。2014年に開催された第3回検討会議(5年に1度の会議)では、地雷のない世界の実現目標を2025年までとする「マプト+15」政治宣言及び、次の検討会議までの5年間の締約国の行動指針となる「マプト行動計画」が締約国のコンセンサスにより採択された。これらの順守により、締約国は対人地雷を自国で生産、開発していた場合にはこれを中止し、また条約発効後第15回締約国会議(2016)までに締約国が貯蔵する対人地雷約4,900万個が廃棄された。また、過去5年間で約976km²の土地が解放され、148万個以上の対人地雷が破壊され、その他の汚染地も調査・除去活動が進められている(「ランドマイン・モニター2015」より)。このように、会議で行われた議論に基づく締約国の取り組みで対人地雷の廃絶は進んでおり、我が国が重視する外交施策である、軍縮・不拡散が推進されている。 なお、会議に提出される報告書、各国のステートメント等は条約の公式ホームページで閲覧が可能となっている。 ・対人地雷禁止条約は、会議の開催により実効性や締約国のオーナーシップが保たれている。紛争終結後も文民に対して無差別な被害を与え、経済・社会的開発の妨げとなる対人地雷の全面禁止を目的とした本条約は、SDG1、3、11、16、17等、様々な分野に関連した取り組みである。対人地雷の生産・開発・保有等を禁止し、貯蔵弾の廃棄、敷設地雷の除去を義務づけることで、新たな地雷被害者の発生を防げるだけでなく、避難民が帰還し、農業等に従事するための土地や環境が確保されるなどの成果を挙げている。 ・対人地雷禁止条約の枠組みで、国連地雷対策サービス部(UNMAS)やジュネーブ人道的地雷除去国際センター(GICHD)、その他の国際機関NGOが連携している。また、通常兵器の一つであるクラスター弾の廃絶を目指した「クラスター弾に関する条約」とも、可能な範囲で連携している。 ・我が国は、軍縮・不拡散の取組を通じた国際社会の平和と安定の実現を分野別の重要政策と位置付けており、以前より対人地雷により惹起される人道上の懸念を深刻に受け止め、これに対処することを目的とする実効性のある国際約束を作成することに積極的に関与してきた。オタワ条約の発効当時から締約国として、普遍化、国際協力、貯蔵弾廃棄を含む各種の義務を積極的に履行している。2013年12月から2014年6月までは地雷除去の常設委員会の共同議長を務め、それ以外の関連会合においても、運営面にも携わってきた。また、会議場においてはアジア大洋州地域を中心とする条約の普遍化促進、不発弾除去・被害者支援対策等の国際協力、貯蔵弾廃棄を含む条約上の義務の履行状況等につきステートメントを行い、軍縮問題に積極的に取り組む我が国の姿を示し、国際社会の信頼を得ている。 ・本件分担金は、条約の条文中に基づいた会議費用の分担金であり、国際機関への拠出ではないところ、評価指数が合致しない項目が多数ある。				

	2 当該機関等の組織・財政マネジメント	・前年の締約国会議で翌年の経費概算が提示され、締約国によって承認を受ける必要がある。すべての業務が終了した後、経費が再度計算され、国連欧州本部財務管理サービス部より、書面にて、総経費、調整された国連分担率に基づく各国の分担額が通知される。直近の報告は、2015年に開催された会合開催に係る総経費、各国の分担額が2016年8月付書簡で各国に通知された。なお、各国に宛てた決算報告書には、分担金が発生する締約国及びオブザーバー国の分担率及び分担額のリストが別添されており、自国以外の締約国及びオブザーバー国の分担額を知ることができる。 ・2015年は、予算に合わせて会議開催日程を短縮し、会議文書は公式HPからダウンロードして紙面での不要な配布を控えるなど、経費削減努力がとられた。条約関連会議では、対人地雷の廃絶というオタワ条約の精神の実現とその運用計画だけでなく、そのために効果的な会議のあり方や条約事務局である履行支援ユニット(ISU)の設立及び財政を中心とするその運営についても議論している。最近では費用対効果の観点から、対人地雷禁止条約の会期間会合をクラスター弾に関する条約の会期間会合とバック・トゥ・バックで開催するという提案が採択され、経費削減が実現した。また、重要課題に対処するための特別な委員会を、これまで5分野に分かれていたところ、より現代的な課題に対応するために4分野に整理しなおし、その構成国のバランス等が再考された。そのほか会議では、ISUの組織・財政状況についても活発な意見交換が行われており、クラスター弾に関する条約ISUとのシナジー運用の可能性の追求や、ISUの持続性確保の観点から予算をコア経費とプロジェクト経費、財政バッファーに分けて運用する財政システムの採用など、条約実現のために効率的で、且つ最小限の事務局を維持するための予算やマンドートが議論されている。 ・本分担金は会議経費であり、外部監査等は実施されていない。 ・本件分担金は、条約の条文に基づいた会議費用の分担金。
Ⅱ 当該機関等と日本との関係について	3 日本の外交課題遂行における当該機関等の有用性	・通常兵器の軍縮・不拡散は我が国が重視する外交政策の一つであり、対人地雷の廃絶を目指す対人地雷禁止条約はこの外交政策を実現するために不可欠な国際法的枠組みとなっている。検討会議、締約国会議の開催は、同条約の実効的運用に不可欠な役割を果たしている。条約を脱退することは、我が国の条約政策遂行が著しく困難になるだけでなく、軍縮・不拡散に消極的であると誤ったメッセージを国際社会に発信することになりかねない。 ・条約の締約国として、また人道的観点から、我が国は積極的に地雷・不発弾対策支援を行っており、条約の枠組みとは整合性がとれている。検討会議・締約国会議では、被害国や他のドナー国からもそれぞれの課題、取り組みにつきアップデートが行われる。地雷・不発弾対策に係る我が国の二国間支援、国際機関を通じた我が国の支援・取組についても、締約国会議の場でアップデートし、我が国の軍縮不拡散分野及び国際社会の平和と安全への貢献を国際社会にアピールしている。 ・議長はジュネーブ在住の軍縮代表部もしくはジュネーブ代表部大使が務めることが慣例であり、ジュネーブベースで今後の条約運営の進め方等の情報収集、意見交換を行っている。 ・会議の場においては、アジア大洋州地域を中心とする条約の普遍化促進、不発弾除去・被害者支援対策等の国際協力、貯蔵弾廃棄を含む条約上の義務の履行状況等につきステートメントを行い、軍縮問題に積極的に取り組む我が国の姿を示し、国際社会の信頼を得ている。ステートメントにおいては、官民連携事業やODAを拠出したNGOの活動についても適宜紹介している。
	4 当該機関等における日本人職員・ポストの状況等	・当該会議を担当する専属の職員はいない。議長は締約国の内のいずれかの国の大使が務めるのが慣例であり、我が国は議長を務めたことがない。 ・非公式の作業部会のメンバーに選出されるなど、我が国の意向が反映できるよう配慮されている。 ・当該分担金は会議費の負担であり、フルタイムの職員や、会議に意思を反映する役割が期待されている職員の雇用は想定されていない。このような性質又は特殊事情等により、日本人職員の採用、意思決定機関等でのポストの獲得は想定されていない。
	5 日本の拠出金等の執行管理におけるPDCAサイクルの確保	PLAN: 締約国会議(もしくは検討会議)で次年度分予算案を議論、承認。 DO: 予算拠出、我が国の分担金支払。 CHECK: 締約国会議(もしくは検討会議)において、報告書による運営活動の成果を評価。 ACT: 不明な点がある場合には、締約国会合(もしくは検討会議)にて、運営における要改善事項を提言。 ・会計報告書は毎年欧州国連本部から軍縮会議日本政府代表部経由で外務本省に送付される。また、検討会議もしくは締約国会議において、翌年の会議費について議論される。
	担当課室名	通常兵器室